

長崎市公告第66号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱(平成 21 年長崎市告示第 156 号。以下「要綱」という。)第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 9 日

長崎市長 鈴木 史 朗



1 業務の概要

- (1) 件 名 「週刊あじさい」番組制作・放送等業務委託
- (2) 業務内容 「週刊あじさい」番組制作・放送等業務委託に係る説明書(以下「説明書」という。)による。
- (3) 履行期間 契約日から令和 8 年 3 月 31 日
- (4) 履行場所 指定場所
- (5) 予 算 額 14,001,000 円(消費税相当額を含む。)

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則(昭和 39 年長崎市規則第 26 号)第 2 条第 1 項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同条第 2 項に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿の「映画・ビデオ・DVD 製作」「広報・宣伝・広告」のいずれかの業種に登録がある者であること。
- (3) (2) の名簿に地域区分が市内としての登録がある者であること。
- (4) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成 7 年 11 月 7 日施行)及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成 24 年長崎市告示第 85 号)の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領(平成 16 年長崎市告示第 305 号)及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱(平成 24 年長崎市告示第 829 号)の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (6) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (7) 本案件に参加しようとする者のうちに資本・人的関係がある者が含まれていないこと。
- (8) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

3 説明書等の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる

取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は、事前に長崎市企画政策部広報広聴課まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和7年5月19日(月)までの午前9時から午後5時30分まで(ただし、長崎市の休日を定める条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項に規定する休日を除く。)

(2) 説明書の交付場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(8階)
長崎市企画政策部広報広聴課(担当 川口)
電話 095-829-1114

4 参加表明の提出期限、場所及び方法

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加表明書(第1号様式)
- イ 担当者連絡先(様式ア)

(2) 提出期限

令和7年5月20日(火)午後5時必着(提出期限内に上記3(2)の場所に到達していること。)

(3) 提出方法

本案件に参加しようとする者は、4(1)の書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)により提出すること。なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

5 提案資格の確認及び提案書の提出要請

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書(第3号様式)により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

【通知予定日】令和7年5月22日(木)

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 受付方法

説明書等に対する質問は、質問書(様式エ)に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記(3)に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続に関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和7年5月20日(火)午後5時まで【必着】

(3) 質問書送付先及び連絡先

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(8階)

長崎市企画政策部広報広聴課(電話 095-829-1114)

E-Mail kouhou@city.nagasaki.lg.jp

ファクシミリ 095-829-1115

(4) 質問に対する回答

令和7年5月23日(金)までに質問を取りまとめ、質問回答書(様式オ)により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出書類

説明書6(1)のとおり

(2) 提出期限

令和7年6月20日(金)午後5時まで【必着】(提出期限内に3(2)の場所に到達していること。)

(3) 提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って7(1)の書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)により提出すること。なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

8 ヒアリングの実施

(1) 実施予定日

令和7年6月25日(水)

詳細は別途、ヒアリング予定表(様式カ)にて通知する。

(2) 出席者

3名以内とする。

(3) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機は本市で用意する。また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

9 受託者の決定

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、最も優れた者を受託候補者として特定する。特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出したすべてのものに対し、令和7年6月27日(金)(予定)に通知する。

決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。なお、契約内容(仕様書等)については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積を徴収している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴収する。

(1) 評価基準

評価項目		提案書類	評価の視点・判断基準	配点
A 組織 評価	① 履行実績	業務等実績調査 (様式イ)	令和2年4月1日から公告日までに完了した同種業務実績について、評価する。 同種業務実績とは、地方公共団体からの委託により、半年以上にわたって継続的に、かつ、毎週や隔週など定期的に放送する意図をもって、当該団体の政策、観光、イベント、健康情報等を紹介するために内容、テーマを変えて制作した番組シリーズで、当該番組シリーズが実際に民放で放送された実績をいい、契約あたり1件と計数する。 10点：同種業務実績が5件以上ある 5点：同種業務実績が5件未満である 0点：同種業務実績がない	10
	② 業務理解度	業務の実施方針 (任意様式)	目的や本市が目指す番組を理解した上で、提案者側で課題を設定し、その課題を解決する提案となっているか。 10点：課題を解決する提案となっている 5点：おおむね課題を解決する提案となっている 0点：課題を解決する提案と言い難い	10
B 実施 方針 等 評価	③ 実施手順	スケジュール表 (任意様式)	(1)業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合、(2)業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に評価 5点：(1)、(2)のいずれにも該当する場合 3点：(1)又は(2)のうち、いずれかに該当する場合 0点：(1)、(2)のうち、どちらにも該当しない場合	5
C 提案 内容 評価	④ 提案	ア 見始める工夫 (任意様式)	・テレビを日常的に視聴しない層に対し、番組や放送内容を知らせるための工夫(ウェブやSNS、パブリシティの活用など)がされているか。 ・テレビの視聴者に見てもらえるような工夫がされているか。(週2回以上の放送やTVCMの放送など) 20点：かなり工夫されている 14点：工夫されている 7点：あまり工夫が見られない 0点：全く工夫が見られない	20
		イ 見続けられる工夫 (任意様式)	・毎週見るのが楽しみになるような制作の工夫があるか。 ・独自性に富んだアイデアが盛り込まれているか。 ・魅力的なデザインや表現になっているか。 15点：かなり工夫されている 10点：工夫されている 5点：あまり工夫が見られない 0点：全く工夫が見られない	15
		ウ 伝える工夫 (任意様式)	・視聴者に伝わりやすい企画になっているか。 ・誰にとっても分かりやすい工夫がされているか。 15点：かなり工夫されている 10点：工夫されている 5点：あまり工夫が見られない 0点：全く工夫が見られない	15
		エ 自由提案 (任意様式)	・話題性や新規性、独自性を高め、創意工夫が行われている魅力的な提案であるか。 5点：かなり工夫がある 3点：工夫がある 1点：あまり工夫が見られない 0点：自由提案がない	5
D 放送	⑤ 放送曜日・ 時間帯	タイムラング (任意様式)	10点：タイムラング「A」に放送する 5点：タイムラング「特B」に放送する 1点：タイムラング「A」又は「特B」以外の時間帯に放送する	10
E 参考 見積	⑥ 業務コストの 妥当性	参考見積書 (様式ウ)	・業務コストの妥当性について評価する。 ・予算額(14,001,000円)を基準とし、予算額に対する割合によって下記のとおり評価を行う。 ・予算額(14,001,000円)を超える場合は、審査の対象としない。 10点：12,740,910円(91%)未満 9点：12,740,910円(91%)以上～12,880,920円(92%)未満 8点：12,880,920円(92%)以上～13,020,930円(93%)未満 7点：13,020,930円(93%)以上～13,160,940円(94%)未満 6点：13,160,940円(94%)以上～13,300,950円(95%)未満 5点：13,300,950円(95%)以上～13,440,960円(96%)未満 4点：13,440,960円(96%)以上～13,580,970円(97%)未満 3点：13,580,970円(97%)以上～13,720,980円(98%)未満 2点：13,720,980円(98%)以上～13,860,990円(99%)未満 1点：13,860,990円(99%)以上～14,001,000円(100%)以下	10
合計				100

※合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。また、複数者の合計点が同点となった場合は、「提案内容評価」の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。さらに、その複数者の提案内容評価の合計点が同点となった場合は、参考見積金額が最も低い者を、さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。

※「提案内容評価」のうち、いずれかの項目について委員全員の配点が0点となった場合は、受託候補者として非特定とする(自由提案を除く)。

(2) 特定審査委員会の委員は、次のとおりとする。

区分	氏名	役職名
委員長	日向 淳一郎	企画政策部 部長
委員	中里 昌弘	都市経営室 室長
委員	中道 大介	産業雇用政策課 課長
委員	三浦 淳	長崎創生推進室 係長
委員	西村 直美	こども政策課 係長
委員	山下 貴裕	観光交流推進室 主事
委員	平山 紗希	まちなか事業推進室 職員

1 0 契約書の作成の要否 要

1 1 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例(平成13年長崎市条例第28号)に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果品に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

1 2 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(8階)
長崎市企画政策部広報広聴課(担当 川口)
電話 095-829-1114
E-Mail kouhou@city.nagasaki.lg.jp
ファクシミリ 095-829-1115